規　則

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認等の義務を免除する古物等） **第十六条**　［略］ 2　法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一　［略］ 二　エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ 三・四　［略］ 五　電線 六　グレーチング（金属製のものに限る。） 七　［略］	（確認等の義務を免除する古物等） **第十六条**　［同上］ 2　法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二・三　［同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年八月二十日　午前十一時

○外務省告示第三百九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年八月二十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年七月三十一日
発行年月日　令和七年六月三十日
旅券番号　ＭＶ〇二九五〇七六

○財務省告示第二百二十四号

大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
三井化学株式会社	東京都中央区八重洲二丁目二番一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　ビスフェノールＡ

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二九〇七・二三号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、四・四′―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールＡ又はジフェニロールプロパン。）

(三)　特徴　一般に白色の固体（顆粒状又は粉末状）であり、主として、ポリカーボネート樹脂又はエポキシ樹脂等の原料として使用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　LG Chem, Ltd.

ロ　Kumho P&B Chemicals, Inc

ハ　Samyang Innochem Corporation

ニ　Nan Ya Plastics Corporation

ホ　Chang Chun Plastics Co., Ltd.

ヘ　Taiwan Prosperity Chemical Corporation

(二)　供給国又は地域　大韓民国（以下「韓国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年八月二十日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項